

第四十回国会 建設委員会

議録 第十五号

昭和三十七年四月十一日(水曜日)

午前十一時七分開議

出席委員

委員長 二階堂 進君

理事 加藤

高藏君 理事

理事 石川 次夫君 理事

理事 中島 嶽君

理事 遠澤 雄次君

理事 山三男君 理事

理事 丹羽喬四郎君 理事

理事 德安 實藏君

議員 鈴木健太郎君

議員 山口 好一君

議員 審治君

議員 審治君

議員 坂本 元君

議員 松田 錢藏君

議員 正雄君

議員 佐野 喜吉君

議員 泰良君

議員 岩谷君

議員 日野 吉夫君

議員 中村 喜吉君

議員 水野 岳君

議員 斎藤 守江君

議員 山内 一郎君

議員 佐野 肇君

議員 志村 清一君

議員 木村 幸雄君

議員 山口 乾治君

議員 鮎川 次長

議員 建設事務官

議員 建設事務官

議員 建設事務官

議員 建設事務官

議員 建設事務官

委員会員玉末君辞任につき、その補欠として矢尾喜三郎君が議長の指名で委員に選任された。

同日

出席政府委員

議員会事務局長

議員会事務官

の規制に関する法律案及び首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

2 この法律において「揚水設備」とは、動力を用いて地下水を採取するための設備で、揚水機の吐出口の断面積(吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計)以下同じ)が六平方センチメートルをこえるもの(河川法(明治二十九年法律第七十一号)による河川の区域内のものを除く)をいう。

3 第二章 建築物用地下水の採取の規制に関する法律

第一条 総則(第一条・第二条)

第二章 建築物用地下水の採取の規制(第三条・第十条)

第三章 雜則(第十二条・第十六条)

第四章 執則(第十七条・第十九条)

附則

第一章 総則

(目的)

(規制を行なう地域の指定)

この法律の規定により建築物用地下水の採取を規制する地域

は、当該地域内において地下水を採取したことにより地盤が沈下し、これに伴って高潮、出水等による災害が生ずるおそれがある場

合において、政令で指定する。

建設大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合においては、関係都道府県知事及び関係市(特別区を含む。以下同じ。)町村の長の意見をきかなければならない。

(建設事務官)

合において、政令で指定する。

建設大臣は、前項の政令の制定又は改廃の立案をしようとする場合においては、関係都道府県知事及び関係市(特別区を含む。以下同じ。)町村の長の意見をきかなければならない。

(建築物用地下水の採取の許可)

令で指定された地域(以下「指定地域」という。)内の揚水設備により建築物用地下水を採取しようとする者は、揚水設備ごとに、その

吐出口の断面積を定めて、建設省令で定めるところにより、都道府

ストレーナーの位置及び揚水機の

吐出口の断面積を定めて、建設省

のを除く)をいう。

この法律において「揚水設備」

とは、動力を用いて地下水を採取

するための設備で、揚水機の吐出

口の断面積(吐出口が二以上ある

ときは、その断面積の合計)以下

同じ)が六平方センチメートルを

こえるもの(河川法(明治二十九

年法律第七十一号)による河川の

区域内のものを除く)をいう。

第二章 建築物用地下水の採取

の規制

の規制に関する法律案及び首都圏の既

成市街地における工業等の制限に関する

法律の一部を改正する法律案の両案

を一括して議題といたします。

この法律において「揚水設備」

とは、動力を用いて地下水を採取

するための設備で、揚水機の吐出

口の断面積(吐出口が二以上ある

ときは、その断面積の合計)以下

同じ)が六平方センチメートルを

こえるもの(河川法(明治二十九

年法律第七十一号)による河川の

区域内のものを除く)をいう。

第二章 建築物用地下水の採取

の規制

の規制に関する法律案及び首都圏の既

成市街地における工業等の制限に関する

法律の一部を改正する法律案の両案

を一括して議題といたします。

この法律において「揚水設備」

とは、動力を用いて地下水を採取

するための設備で、揚水機の吐出

口の断面積(吐出口が二以上ある

ときは、その断面積の合計)以下

同じ)が六平方センチメートルを

こえるもの(河川法(明治二十九

年法律第七十一号)による河川の

区域内のものを除く)をいう。

第二章 建築物用地下水の採取

の規制

の規制に関する法律案及び首都圏の既

成市街地における工業等の制限に関する

法律の一部を改正する法律案の両案

を一括して議題といたします。

この法律において「揚水設備」

とは、動力を用いて地下水を採取

するための設備で、揚水機の吐出

口の断面積(吐出口が二以上ある

ときは、その断面積の合計)以下

同じ)が六平方センチメートルを

こえるもの(河川法(明治二十九

年法律第七十一号)による河川の

区域内のものを除く)をいう。

第二章 建築物用地下水の採取

の規制

の規制に関する法律案及び首都圏の既

成市街地における工業等の制限に関する

法律の一部を改正する法律案の両案

を一括して議題といたします。

この法律において「揚水設備」

とは、動力を用いて地下水を採取

するための設備で、揚水機の吐出

口の断面積(吐出口が二以上ある

ときは、その断面積の合計)以下

同じ)が六平方センチメートルを

こえるもの(河川法(明治二十九

年法律第七十一号)による河川の

区域内のものを除く)をいう。

第二章 建築物用地下水の採取

の規制

の規制に関する法律案及び首都圏の既

成市街地における工業等の制限に関する

法律の一部を改正する法律案の両案

を一括して議題といたします。

この法律において「揚水設備」

とは、動力を用いて地下水を採取

するための設備で、揚水機の吐出

口の断面積(吐出口が二以上ある

ときは、その断面積の合計)以下

同じ)が六平方センチメートルを

こえるもの(河川法(明治二十九

年法律第七十一号)による河川の

区域内のものを除く)をいう。

第二章 建築物用地下水の採取

の規制

の規制に関する法律案及び首都圏の既

成市街地における工業等の制限に関する

法律の一部を改正する法律案の両案

を一括して議題といたします。

この法律において「揚水設備」

とは、動力を用いて地下水を採取

するための設備で、揚水機の吐出

口の断面積(吐出口が二以上ある

ときは、その断面積の合計)以下

同じ)が六平方センチメート

トを

こ

る

のを除く)をいう。

この法律において「揚水設備」

とは、動力を用いて地下水を採取

するための設備で、揚水機の吐出

県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下

きは、通商産業大臣に協議しなければならない。

前三項の
ばならない

取者の地位を承継する。

第五条 国又は都道府県（指定都市の区域内にあつては、指定都市を

十五条を除き同じ。)の許可を受けなければならぬ。許可を受けた揚水設備のストレーナーの位置を許可を受けた位置より浅くし、又はその揚水機の吐出口の断面積を許可を受けた断面積より大きくし

第五条 国又は都道府県の区域内にあつては、
含む。以下この条においては、
が建築物用地下水を採
設備については、国又
と都道府県知事との協
ることをもつて前条第
があつたものとみなす

(指定都市を
取する揚水
は都道府県
議が成立す
いて同じ。)。

施行に伴い新たに建築物用地下水となる地下水を当該政令の施行の際現に指定地域内の揚水設備により採取している者がある場合において、当該揚水設備について準用する。この場合において、前二項中「当該指定地域の指定の日」とあるのは、「当該政令の施行の日」

3
併により設立した法人は、採取者の地位を承継する。
前二項の規定により採取者の地位を承継した者は、遲滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
(許可の失効)

の月不採水を命ぜて、常に不採水に保つこととして、当該揚水設備による建築物用地下水の採取を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限をつけて、当該揚水設備のストレーナーの位置を深くすること、その揚水機の吐出口の断面積を小さくすること、その他その違反を是正するため必要な措置をとることを

2 ようとする者も、同様とする。
都道府県知事は、前項の許可の申請に係る揚水設備のストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が建設省令で定める技術的基本基準に適合していると認める場合でなければ、同項の許可をしては

(経過措置)
第六条 指定地域の指定の際に当該地域内の揚水設備でそのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が第四条第二項の建設省令で定める技術的基準に適合するものにより建築物用地下水を探

と読み替えるものとする。
第四条第二項の建設省令を改正する建設省令の施行の際現に指定地域内において改正後の建設省令で定める技術的基準に適合しない許可揚水設備（同条第一項の許可を受けた揚水設備をいう。以下同

第九条 採取者がその許可揚水設備につき次の各号の一に該当するに至つた場合には、当該許可揚水設備に係る第四条第一項の許可是、その効力を失う。この場合においては、採取者は、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け

4 都道府県知事は、前二項の規定により処分をしようとする場合においては、あらかじめ、当該処分をすべき者について聴聞を行なわなければならぬ。

3 都道府県知事は、前項の規定に
かかわらず、水洗便所の用に供す
る地下水の採取については、他の
水源をもつてその地下水に替える
ことが著しく困難であると認める
場合に限り、第一項の許可をする

取している者は、当該揚水設備について、そのストレーナーの位置及び吐出口の断面積により、第四条第一項の許可を受けたものとみなす。

指定地域の指定の際に当該地域内の揚水設備で前項に規定する

じ。) (第二項(前項において準用する場合を含む。)の許可揚水設備を除く。)により建築物用地下水を採取している者がある場合においては、当該許可揚水設備に係る同条第一項の許可は、当該建設省令を改正する建設省令の施行の日か

一 許可揚水設備により建築物用地下水流を採取することを廃止したとき。

二 許可揚水設備の揚水機を動力によらないものとし、又はその吐出口の断面積を六平方センチ出なければならない。

4 都道府県知事は、第一項の許可
ことができる。

もの以外のものにより建築物用地
下水を採取している者は、当該指

ら起算して二年を下らない期間で建設省令で定める期間を経過した

メートル以下としたとか。

に、地盤の沈下を防止するため必要な条件を附することができる。ただし、その条件は、その許可を受けた者（以下「採用者」という。）に不当な義務を課すこととなるのであつてはならない。

建設大臣は、第二項の建設省令

定地域の指定の日から起算して二年を下らない期間で建設省令で定める期間内に限り、当該揚水設備について、そのストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積により、第四条第一項の許可を受けたものとみなす。

時にその効力を失う。

の制定又は改廃を行なおうとする場合において、当該建設省令で定める技術的基準に係る指定地域の全部又は一部が工業用地下水第三条の政令で定める地域と重複すると

前二項に規定する者は、当該指定地域の指定の日から起算して一ヶ月以内に、建設省令で定めるところにより、当該揚水設備について、都道府県知事に届け出なければならない。

(許可の承認)
第八条 採取者から許可揚水設備を譲り受け、又は借り受けて、これにより建築物用地下水を採取する者は、当該許可揚水設備に係る採

2 都道府県知事は、第四条第一項

可揚水設備による建築物用地下水平井の採取を停止するか若しくは当該許可揚水設備を改正後の建設省令で定める技術的基準に適合させたため必要な措置をとることを命ずる

る事ができる。

第三章 雜則

(土地の立入り)

第十一条 建設大臣又は都道府県知事は、この法律を施行するため地下水又は地盤の状況に関する測量又は実地調査を行なう必要がある場合においては、その職員に他人の土地に立ち入らせることができる。

2 建設大臣又は都道府県知事は、前項の規定によりその職員に他人の土地に立ち入らせようとする場合においては、立入りの日の五日前までに、その旨を土地の占有者に通知しなければならない。

3 第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、立入りの際あらかじめ、その旨を土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前又は日没後においては、土地の占有者の承諾があつた場合を除き、第一項の規定による立入りをしてはならない。

5 第一項の規定により他人の土地に立ち入る職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提出しなければならない。

6 国又は都道府県(指定都市の区域内にあっては、指定都市。以下この条において同じ。)は、第一項の規定による立入りにより他人に損害を受けた場合においては、通常生すべき損害を補償しなければならない。

7 前項の規定による損失の補償については、国又は都道府県と損失を受けた者とが協議しなければならない。

らない。

8 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国、都道府県又は損失を受けた者、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条第二項の規定による裁決を申請することができる。

9 第十二条 土地の占有者は、正当な理由がなければ、前条第一項の規定による立入りを拒み、又は妨げてはならない。

(報告の徴収)

第十三条 都道府県知事は、この法を施行するため必要がある場合においては、指定地域内において建築物用地下水を採取している者に対する、建築物用地下水を採取するための設備の構造及び建築物用地下水の採取の状況について報告を求めることができる。

(立入検査)

第十四条 都道府県知事は、この法律による権限を行なうため必要な限度において、その職員に、建築物用地下水を採取するための設備の設置の場所又は当該設備により建築物用地下水を採取する者の事業所若しくは事務所に立ち入り、この条において同じ。は、第一項の規定による立入りにより他人に

損害を受けた者に対して、通常生すべき損害を補償しなければなることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(意見の申出)
第十五条 都道府県知事(指定都市の区域内にあつては、指定都市の長)は建設大臣に対し、市町村長は都道府県知事に対し、それぞれ当該地方公共団体の区域内における建築物用地下水の採取による地盤の沈下の防止に関し、意見を申し出ることができる。
(国等の援助)
第十六条 国及び地方公共団体は、許可揚水設備により採取される建物用地下水を使用する設備を地下水中に使わないものに改修することを促進するため、当該改修につき必要な資金のあつせん、技術的・助言その他の援助に努めるものとする。

第四章 罰則

(罰則)

第十七条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は十万元以下の罰金に処する。

一 第四条第一項の許可を受けないで指定地域内の揚水設備により建築物用地下水を採取した者

二 第十条第二項又は第四項の規定による都道府県知事の処分に違反した者

三 第六条第三項(同条第四項において準用する場合を含む。)、第七条、第八条第三項又は第九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

四 第十二条の規定に違反して第十一条第一項の規定による土地

の立入りを拒み、又は妨げた者せず、又は虚偽の報告をした者に改正する。
四 第十四条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産に関し、前二条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対する各本条の罰金刑を科する。

附則
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して四月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

ただし、第三条第二項、第四条第五項、第十一条、第十二条、第十五条、第十八条第二号及び第十九条の規定は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の日から起算して二月以内に指定地域となつた地域で、その指定の際にすでに地盤が著しく沈下しているため、地盤の沈下に伴う高潮、出水等による災害の発生のおそれが著しい地域として政令で定めるもの内において建築物用地下水を採取している者

下し、これに伴って災害が生じる実情にかんがみ、一定の地域を指定して、当該地域内における建築物用地下水の採取について地盤沈下の防止のため必要な規制を行なう必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

冷房設備等の用に供するために地下水を採取したことにより地盤が沈

下し、これに伴って災害が生じる

実情にかんがみ、一定の地域を指

定して、当該地域内における建築

物用地下水の採取について地盤沈下の

防止のため必要な規制を行なう必要

がある。これが、この法律案を提出

する理由である。

(建設省設置法の一部改正)

3 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のよう

に改正する。

二十二の四 建築物用地下水の

採取の規制に関する法律(昭和三

十七年法律第二十二号)の施行に

する事務を管理すること。

3 (建設省設置法の一部改正)
三 第十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者に改正する。
四 第十四条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者に改正する。
三 第十三の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者に改正する。
四 第十四条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者に改正する。
三 第十三の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者に改正する。
四 第十四条第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者に改正する。

首都圏の既成市街地における工業等の制限に関する法律の一部を改正する法律案

首都圏の既成市街地における工

業等の制限に関する法律の一部

を改正する法律

首都圏の既成市街地における工

業等の制限に関する法律(昭和三

十四年法律第十七号)の一部を次

のように改正する。

第一条中「施設の新設」の下に「及び増設」を加える。

第二条第五項中「千六百平方メートル」を「千平方メートル」に、「二千平方メートル」を「千五百平方メートル」に、「千平方メートル」を

「八百平方メートル」に改める。

第四条第一項中「新設し」の下に「又は増設し」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 次の各号の一に該当するときは、その用途変更若しくは利用又は床面積の増加は、制限施設の新設とみなす。

一 制限施設以外の施設の用途を変更し、又は新たに利用することによつて、その施設を制限施設とするとき。

二 一の団地内において作業場又は教室の床面積を増加することによつて、その団地内の作業場又は教室を制限施設とすると

第五条 削除

第六条第一項中「遊休施設の」を「新たに」に改め、「新設」の下に「又は増設」を加え、同項に後段として次のように加え、同条第二項から第六項までを削る。

第七条第一項中「新設し」の下に「又は増設し」を加える。第八条第一項第一号及び第二号中の「新設の下に「又は増設」を加える。第九条の見出し中「許可等」を「許可」に改め、同条第一項中「又は

第六条第四項（同条第六項の規定）

に基く政令でこれに準ずる条項が設けられた場合における当該条項を含む。以下同じ。」の届出をしを削除する。

り、「又は届出に係る」を「に係る」に改め、「(これと同一の)団地内にある作業場又は教室を含む。」を削除する。

又は届出をしを削り、同条第二項中「又は第六条第四項の届出を供しようとしている」を加え、「又は届出をし」を削り、同条第二項中「又は第六条第四項の届出をし」を削る。

第十一条第一項中「新設」の下に「又は増設」を加える。

第十二条第一項中「第六条第四項の規定による届出があつたとき又は増設」を加える。

第十五条第一項中「新設され特例」

（国の設置する制限施設に関する事項）

第十五条 国が制限施設を新設し、又は増設する場合においては、当該制限施設を管理する行政機関の長と知事との協議が成立することをもつて第四条第一項ただし書の許可があつたものとみなす。

第十七条第一号中「新設し」の下に「又は増設し」を加える。

第十八条第一号中「第六条第四項又は」を削り、「若しくは」を「又は」に改める。

（施行期日）
附則
1 この法律は、公布の日から起算六箇月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の際現に工業等のための作業を含む。(以下同じ)に係る制限施設の新設又は増設については、なお從前の例による。

3 この法律の施行の際現に工業等のための作業を含む。(以下同じ)に係る制限区域内において教室をその用に供している学校の設置者で、この法律の施行の日から起算して六箇月以内に政令で定める事項を知事に届け出たものが、当該教室が存していた団地のこの法律の施行の際における区域内において当該教室の床面積を増加させる場合に他の教室についてはこの法律の施行の日から起算して三年以内に限り、この法律による改正後の第四条第一項の規定を適用しない。

4 附則第二項の規定は、前項の三年の期間の経過の際に工業等制限区域内において施行されている工事に係る制限施設又は増設について準用する。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

○二階委員長 まず両案に對する趣旨の説明を聽取いたします。建設大臣

中村梅吉君。

○中村國務大臣 ただいま議題と相なったままの作業を含む。(以下同じ)に係る制限施設の新設又は増設に

ついては、なお従前の例による。

及びその要旨を御説明申し上げます。

近年わが国経済の発展に伴いまして、地下水の採取が著しく増大いたしましたため、大阪その他各地におきま

して地下水位が異状に低下し、さらに地盤の沈下を引き起こしている状況にあります。この地下水の採取につきましては、地盤の沈下を引き起こしている状況につきましては、御承知の通り、昭和三十一年に制定された工業用水法によつてその規制が行なわれているのであります。

ところが、最近、経済の飛躍的

な伸長、市民生活の著しい向上によります。これがまた各地において地盤の沈

下をさらに激化している実情にあるわけであります。

たまたま昨年九月第二回台風が襲

来いたしまして、各地に災害を発生させ、特に地盤が沈下している地域においては人命及び財産に多大の損害を与えたことは周知の事実でござります。

が、建築物用地下水の採取が増大することを考慮しますとき、早急にその採

因となつて地盤が沈下し、これに伴つて高潮、出水等による災害が生じて

ることを考えますとき、早急にその採

取の規制をする必要が痛感されるのであります。

このような実情にかんがみまして、

政府といたしましては、建築物用地下

水の採取について地盤沈下の防止のた

め必要な規制を行なうこととした

本法律案を提案することといたしたの

であります。以下その要旨を御説明申しあげます。

第一に、建築物用地下水の採取を規制する地域は、その地域内において地下水を採取したことにより地盤が沈下し、これに伴つて高潮、出水等による災害が生ずるおそれがある場合において、関係都道府県知事及び関係市町村長の意見を聞いて政令で指定することとしたしました。

第二に、建築物用地下水の採取を規制する地域内において吐出口が六平方センチメートルをこえる揚水設備により建築物用地下水を採取しようとすると

者は、都道府県知事の認可を受けなければならぬこととし、この場合、知事は、建設省令で定める技術的基準に適合していると認める場合でなければ

その許可をしてはならないものとすることとしたしました。

第三に、建築物用地下水の採取を規制する地域が政令で指定された際、現にその地域内の揚水設備で建設省令で定める技術的基準に適合しないものに

より建築物用地下水を採取している者は、指定の日から二年を下らない期間で建設省令で定める期間をこえては採取することができないことをいたしました。

なお、この法律の施行の際、すでに地盤が著しく沈下しているため、これに伴う高潮、出水等による災害の発生のおそれが著しい地域につきましては、猶予期間を特に一年または六ヶ月に短縮することといたしました。

第四に、この法律に違反した者に対しましては、許可の取り消し、建築物用地下水の採取の制限その他違反を是正するため必要な措置をとることを命

附則の第二項はこれに対する特例として、地盤沈下の著しい地域においては一年、あるいは政令で定める区域については六ヶ月に短縮することができ、このようになつておるのであります。ことに沈下の激しい大阪の場合におきまして、すでに地盤沈下防止条例というものを制定いたしまして、すでにもう下地はできておりますから、私どもの考え方から申しますればもつとも短い期間、六ヶ月にすべきものであらうと考えますし、また六ヶ月といふのに非常に無理な事情がある、また無理な地域があると申しましても、これを一ヵ年ぐらいの猶予期間にとどめる考え方をとりたいと思うのであります。

最後にお伺いいたしておきたいことは、第十六条の国等の援助の問題であります。大阪におきましては、すでに冷房用水のクリーニング・タワー方式への転換を促進するために、昨年度より府並びに市がおのの一億五千万を出資いたしまして、計三億円の資金を設定し、さらに金融機関の協力を得て十億円の融資のワクを設ける。さらに半額の利子補給を行なつて助成策を講じておるような次第であります。さらには三十七年度は、この資金を二倍に増額して、融資のワクも二十億になつておるそうであります。すでに大量的の水の採取者につきましては六億円の融資の先が具体的に決定しているというように聞いておるのであります。このように自治体では転換促進に努力しておるのですが、この建築物地下水の採取の規制に関する法律の制定によって地盤沈下の防止を確

保するということは、一地方の公共団体の問題ではない、すべて国土保全という大きな立場からして、國にとりましては、なお期間の短縮等をいたしまして、しかも短期間に転換を完了するというためには、國としては積極的に及ぼす影響の激甚な区域につきましても重要な施策であるということは申上げるまでもないと思うのであります。ことに沈下の激しい大阪の場合におきまして、すでに地盤沈下防止条例というものを制定いたしまして、すでに地盤沈下の激甚な区域につきましては、おきまして、おもつと申しますが、これはもう下地はできておりますから、私どもの考え方から申しますればもつとも短い期間、六ヶ月にすべきものであらうと考えますし、また六ヶ月といふのに非常に無理な事情がある、また無理な地域があると申しましても、これを一ヵ年ぐらいの猶予期間にとどめる考え方をとりたいと思うのであります。

最後にお伺いいたしておきたいことは、第十六条の国等の援助の問題であります。大阪におきましては、すでに

一点につきまして御答弁をお願いしたい。かようとも、この点をはつきりとお示しを願います。現在地盤沈下に悩んでおりますが、この点について政府当局のお問い合わせをお待ちになっておられるか、この点をはつきりとお示しを願います。また、現在地盤沈下に悩んでおりまして、現地にあります。政府当局はいかなる具体策をお持ちになつておられるか、この点をはつきりとお示しを願います。また、現在地盤沈下に悩んでおりまして、現地にあります。政府当局はいかなる具体策をお持ちになつておられるか、この点をはつきりとお示しを願います。

以上、はなはだ簡単でありますけれども、三点にわたりましての御答弁をお願いいたします。○中村国務大臣 大へんに重要な問題点につきまして御指摘をいただきまして、お答えをいたしたいと思います。が、吐出口の断面積六平方センチ以下のものを除くようにいたしました点につきまして御指摘をいただきまして、お答えをいたしたいと思います。が、吐出口の断面積六平方センチ以下

のもので、三十七年度の予算編成段階におきましては十分の措置がとれなかつたわけでございます。しかし、本法の制定によりまして、これは第十六条に、要するに、国は、技術的な助言や援助のほかに、資金のあつせんについても努めなければならぬという訓示規定と申しますか、義務的な条項を入れさせていただきましたので、本法が成立いたしました暁におきましては、法で規制するのが妥当であるうといふ結論に相なりました。この点につきましては、今日までこれら

の点につきまして十分検討の任に當たつて参りました政府委員からお答えをお詳しく述べるよういたしました。この点につきましては、今日までこれら

の点につきまして御指摘をいただきまして、お答えをいたしたいと思います。が、吐出口の断面積六平方センチ以下

のもので、三十七年度の予算編成段階におきましては十分の措置がとれなかつたわけでございます。しかし、本法の制定によりまして、これは第十六条に、要するに、国は、技術的な助言や援助のほかに、資金のあつせんについても努めなければならないという訓示規定と申しますか、義務的な条項を入れさせていただきましたので、本法が成立いたしました暁におきましては、法で規制するのが妥当であるうといふ結論に相なりました。この点につきましては、今日までこれら

の点につきまして十分検討の任に當たつて参りました政府委員からお答えをお詳しく述べるよういたしました。この点につきましては、今日までこれら

の点につきまして十分検討の任に當たつて参りました政府委員からお答えをお詳しく述べるよういたしました。この点につきましては、今日までこれら

たいと考えております。最も具体的に話せということございますので、私どもが今考えておりますのは、吐出口は二十平方センチないし三十平方センチ、その間のようなところを指定をいたしたい、それに対するストレーナーの位置は二百五十メートルから三百メートルくらいというようなところが適當ではなかろうかと考えておりますけれども、これもさらにデータを詳細に調査いたしまして、早急に誤りのないように指定をいたしたい、こういうふうに考えておる次第でございます。

それから著しい地域につきましては附則第二項の特例でございますけれども、これを大阪の場合について考えてみますと、私どもが今一応予定しておりますのは、現在市の条例で指定となつております東区、西区、南区、北区、それに浪速区の五区につきましては、特別の六ヶ月を適用いたしたいといたします。それからこの指定をいたしたかったのが、現在工業用水の関係で指定となつております福島でありますとか此花あるいは西淀川、東淀川の一部といつたような地区につきましては、そのほかの、現在工業用水の関係で指定となつております福島でありますとか此花あるいは西淀川、東淀川の一部といつたような地区につきましては、

年といふことで指定をいたしたいというふうに考えておる次第でございます。

○加藤(高)委員 濡潤水は大して影響がないとか、いろいろお話をございましたが、そうした面につきましての資料等がありましたならば、この次に出ていただきたい、かように考えておられます。

○二階堂委員長 中島巖君。これで私の質問を終わります。

話せないのですが、昨年十二月地盤沈下閑

係で大阪を視察いたしまして、これは非常に重大な問題だというふうに感じたわけであります。それからまた大阪

た。

○中島(巖)委員 私は、別に質問では

はできないと、決死の抵抗をしておる始末であります。国民の所有権をなわ

山間の耕地、先祖伝来の住宅等々を剝奪されようとしておる、こういう状態にあるであります。従いまして、今

た。

○二階堂委員長 次に、河川に関する

件について調査を進めます。

○坂本泰良君。

質疑の通告があります。これを許します。

○坂本泰良君。

私は、筑後川総合開発計画の一環として行なわれております下筌・松原ダムに対する強烈な反対があ

ります。坂本泰良君。

件について調査を進めます。

○坂本泰良君。

私は、筑後川総合開発計

画の一環として行なわれております下筌・松原ダムに対する強烈な反対があ

ります。新憲法もまた、第二十九条にお

りませんが、今下筌ダム用地

が土地收用法によつて收奪されよう

むしろおそきに失しては、こうい

うように考えておるわけであります。し

かし、この法律案の細部にわたつての

いろいろのことは、われわれしらうと

ではなかなか理解のできないことであ

ります。大筋としては賛成であります

けれども、こういう法律案の内部のい

るいろの点について、はたしてこれが妥当であるかどうかというふうなことについて、私どもとしてはこれに関する知識が非常にないわけであります。

そこで委員長に対しても要望すること

は、国会も会期末であり、現地の諸君

を呼んで事情聴取というようなこと

も、期日がなくて非常に因難であります

から、当面問題になつていて、直ちにこれを適用せんならぬところは、大阪とこの東京都の深川地区じやないか

といふように聞いておるわけであります。

○二階堂委員長 承知いたしました。

以上であります。

○二階堂委員長 承知いたしました。

点、蜂之巣城に立てこもって、死んで

おこわけであります。

○二階堂委員長 承知いたしました。

山の奥の静かな、農業、林業に従事し

ておる素朴な山間の部落民が侵害され

る多目的ダム法第四条によるところの

理由のもので、いわゆる下筌のダム地

を犠牲に供すべきではない、こうい

ういうふうなところから、これ

なり、その専門科学者の鑑定等によ

りまして明らかになりつあるのであ

ります。熊本県側の室原氏ら志屋部落の反対者たちは、筑後川下流住民のた

めにならない下筌・松原ダム計画に

は、祖先伝來の土地や住宅、墳墓の地

を犠牲に供すべきではない、こうい

ういうふうなところから、これ

なり、その専門科学者の鑑定等によ

りまして明らかになりつあるのであ

ります。新憲法の民主的立場において土地収用

を剝奪しておる、こういう状態ができ

ております。しかしながら、建設大臣を相手と

しますところの事業認定無効の訴訟が

東京地方裁判所に提起せられまして、

書面上から見ても不当であるというよ

うなことで、わざわざ東京地方裁判所

められておる、こういう状態であります。

○坂本泰良君。

私は、筑後川総合開発計

画の一環として行なわれております下

筌・松原ダムに対する強烈な反対があ

ります。新憲法もまた、第二十九条にお

りませんが、今下筌ダム用地

が土地收用法によつて收奪されよう

むしろおそきに失しては、こうい

うように考えておるわけであります。し

かし、この法律案の細部にわたつての

いろいろのことは、われわれしらうと

ではなかなか理解のできないことであ

ります。大筋としては賛成であります

けれども、こういう法律案の内部のい

るいろの点について、はたしてこれが妥當であるかどうかというふうなことについて、私どもとしてはこれに関する知識が非常にないわけであります。

そこで委員長に対しても要望すること

は、国会も会期末であり、現地の諸君

を呼んで事情聴取というようなこと

も、期日がなくて非常に因難であります

から、当面問題になつていて、直ちにこれを適用せんならぬところは、大阪とこの東京都の深川地区じやないか

といふように聞いておるわけであります。

○二階堂委員長 承知いたしました。

以上であります。

○二階堂委員長 承知いたしました。

点、蜂之巣城に立てこもって、死んで

おこわけであります。

○二階堂委員長 承知いたしました。

山の奥の静かな、農業、林業に従事し

ておる素朴な山間の部落民が侵害され

る多目的ダム法第四条によるところの

理由のもので、いわゆる下筌のダム地

を犠牲に供すべきではない、こうい

ういうふうなところから、これ

なり、その専門科学者の鑑定等によ

りまして明らかになりつあるのであ

ります。新憲法の民主的立場において土地収用

を剝奪しておる、こういう状態ができ

ております。しかしながら、建設大臣を相手と

しますところの事業認定無効の訴訟が

東京地方裁判所に提起せられまして、

書面上から見ても不当であるというよ

うなことで、わざわざ東京地方裁判所

められておる、こういう状態であります。

○坂本泰良君。

私は、筑後川総合開発計

画の一環として行なわれております下

筌・松原ダムに対する強烈な反対があ

ります。新憲法もまた、第二十九条にお

りませんが、今下筌ダム用地

が土地收用法によつて收奪されよう

むしろおそきに失しては、こうい

うように考えておるわけであります。し

かし、この法律案の細部にわたつての

いろいろのことは、われわれしらうと

ではなかなか理解のできないことであ

ります。大筋としては賛成であります

けれども、こういう法律案の内部のい

るいろの点について、はたしてこれが妥當であるかどうかというふうなことについて、私どもとしてはこれに関する知識が非常にないわけであります。

そこで委員長に対しても要望すること

は、国会も会期末であり、現地の諸君

を呼んで事情聴取というようなこと

も、期日がなくて非常に因難であります

から、当面問題になつていて、直ちにこれを適用せんならぬところは、大阪とこの東京都の深川地区じやないか

といふように聞いておるわけであります。

○二階堂委員長 承知いたしました。

以上であります。

○二階堂委員長 承知いたしました。

点、蜂之巣城に立てこもって、死んで

おこわけであります。

○二階堂委員長 承知いたしました。

山の奥の静かな、農業、林業に従事し

ておる素朴な山間の部落民が侵害され

る多目的ダム法第四条によるところの

理由のもので、いわゆる下筌のダム地

を犠牲に供すべきではない、こうい

ういうふうなところから、これ

なり、その専門科学者の鑑定等によ

りまして明らかになりつあるのであ

ります。新憲法の民主的立場において土地収用

を剝奪しておる、こういう状態ができ

ております。しかしながら、建設大臣を相手と

しますところの事業認定無効の訴訟が

東京地方裁判所に提起せられまして、

書面上から見ても不当であるというよ

うなことで、わざわざ東京地方裁判所

められておる、こういう状態であります。

○坂本泰良君。

私は、筑後川総合開発計

画の一環として行なわれております下

筌・松原ダムに対する強烈な反対があ

ります。新憲法もまた、第二十九条にお

りませんが、今下筌ダム用地

が土地收用法によつて收奪されよう

むしろおそきに失しては、こうい

うように考えておるわけであります。し

かし、この法律案の細部にわたつての

いろいろのことは、われわれしらうと

ではなかなか理解のできないことであ

ります。大筋としては賛成であります

けれども、こういう法律案の内部のい

るいろの点について、はたしてこれが妥當であるかどうかというふうなことについて、私どもとしてはこれに関する知識が非常にないわけであります。

そこで委員長に対しても要望すること

は、国会も会期末であり、現地の諸君

を呼んで事情聴取というようなこと

も、期日がなくて非常に因難であります

から、当面問題になつていて、直ちにこれを適用せんならぬところは、大阪とこの東京都の深川地区じやないか

といふように聞いておるわけであります。

○二階堂委員長 承知いたしました。

以上であります。

○二階堂委員長 承知いたしました。

点、蜂之巣城に立てこもって、死んで

おこわけであります。

○二階堂委員長 承知いたしました。

山の奥の静かな、農業、林業に従事し

ておる素朴な山間の部落民が侵害され

る多目的ダム法第四条によるところの

理由のもので、いわゆる下筌のダム地

を犠牲に供すべきではない、こうい

ういうふうなところから、これ

なり、その専門科学者の鑑定等によ

りまして明らかになりつあるのであ

ります。新憲法の民主的立場において土地収用

を剝奪しておる、こういう状態ができ

ております。しかしながら、建設大臣を相手と

しますところの事業認定無効の訴訟が

東京地方裁判所に提起せられまして、

書面上から見ても不当であるというよ

うなことで、わざわざ東京地方裁判所

められておる、こういう状態であります。

○坂本泰良君。

私は、筑後川総合開発計

画の一環として行なわれております下

筌・松原ダムに対する強烈な反対があ

ります。新憲法もまた、第二十九条にお

りませんが、今下筌ダム用地

が土地収用法によつて收奪されよう

むしろおそきに失しては、こうい

うように考えておるわけであります。し

かし、この法律案の細部にわたつての

いろいろのことは、われわれしらうと

ではなかなか理解のできないことであ

ります。大筋としては賛成であります

けれども、こういう法律案の内部のい

るいろの点について、はたしてこれが妥當であるかどうかというふうなことについて、私どもとしてはこれに関する知識が非常にないわけであります。

そこで委員長に対しても要望すること

は、国会も会期末であり、現地の諸君

を呼んで事情聴取というようなこと

も、期日がなくて非常に因難であります

から、当面問題になつていて、直ちにこれを適用せんならぬところは、大阪とこの東京都の深川地区じやないか

といふように聞いておるわけであります。

○二階堂委員長 承知いたしました。

以上であります。

○二階堂委員長 承知いたしました。

点、蜂之巣城に立てこもって、死んで

おこわけであります。

○二階堂委員長 承知いたしました。

山の奥の静かな、農業、林業に従事し

ておる素朴な山間の部落民が侵害され

る多目的ダム法第四条によるところの

理由のもので、いわゆる下筌のダム地

を犠牲に供すべきではない、こうい

ういうふうなところから、これ

なり、その専門科学者の鑑定等によ

りまして明らかになりつあるのであ

ります。新憲法の民主的立場において土地収用

を剝奪しておる、こういう状態ができ

ております。しかしながら、建設大臣を相手と

しますところの事業認定無効の訴訟が

本件ダム計画に基づく事業認定申請でないじゃないか、こういうふうに考えられるのです。この点は先般昭和三十七年度の予算の審議の際にまして、第四分科会において尋ねましたが、どうもはっきりいたしませんから、あらためてここにお聞きしたいのであります。が、収用法施行規則三条一号による参考書類を事業認定申請書には添付されておるかどうか、まずその点をお聞きしたいと思います。

○志村説明員 三十四年の九月に事業認定申請書が土地収用法第十六条の規定に基づきまして提出されておりますが、その事業認定申請書には施行規則第三条によりまする添付書類は添付されております。

○坂本委員 そこでお聞きいたしたいのですが、多目的ダム法による多目的ダム建設工事特別会計によつてあります。が、多目的ダム法による多目的ダム建設工事特別会計によつてあるかどうか、その事業認定申請であれば、事業に要する経費及びその財源として特定多目的ダム建設工事特別会計によつてあります。が、多目的ダム法による多目的ダム建設工事特別会計によつてあるかどうか、会計があつたならばどうしてそれが、それではいけないと私は思うのであります。そういうような会計があるかどうか、会計があつたならばどうしてそれを添付しなかつたか、この点をお聞きしたい。

○志村説明員 ただいまの坂本先生のお尋ねは、添付書類に書かれておりませんといたしておりますのは、土地収用法で事業認定をいたします際に、当該事業を遂行する意思と能力があるかを判定する資料として重要でございます

ので、さような資料を記載することにいたしておるわけでございますが、本件の場合におきましては、添付書類もござりますよに特定多目的ダム建設工事特別会計から支出されることが明らかでございますので申請書の記載で十分かと考えたわけでございます。○坂本委員 ちょっととその前に聞きましたが、その本件の事業認定の申請でね。これは私がそうだろうとさき言いましたが、多目的ダム法に基づくところのものであるかどうか、もし多目的ダム法が基づくものであれば、その基本計画がなければならぬと思うのですが、その点はいかがでございますか。

○志村説明員 この松原・下筌ダムの事業認定でございますが、土地収用法におきまして、第三条第二号に規定がございます。すなわち「河川に治水若しくは利水の目的をもつて設置する」事業認定でござりますが、多目的ダム法による多目的ダム建設工事特別会計によつてあります。が、多目的ダム法による多目的ダム建設工事特別会計によつてあるかどうか、会計があつたならばどうしてそれを添付しなかつたか、この点をお聞きしたい。

○志村説明員 ただいまの坂本先生の御趣旨かと存じます。事業認定申請書に財源について記載するこ

取用法第三条第二号の河川に関する工事といふなど考え方で押えておりました。それを認定するにあたりましては、収用法の第二十条に事業認定の要件といたしまして、当該事業を遂行する十分の意思と能力を有するかどうかについて手当ができる事と、事業認定をするにかかるべしと決定いたしました。○坂本委員 私の聞いているのは、下筌・松原は特定多目的ダム工事だとうのです。ですからそちらすれば特定多目的ダムの点で事業認定を受けなければならぬと思うのですが、その点はいかがでございます。

○志村説明員 私が申し上げましたところは、下筌・松原ダムが特定多目的ダムの建築法じゃない、こういうふうにおっしゃるのですか。

○坂本委員 おかしいと思うんですが、多目的ダム法によるダムでなくして、普段は利水の目的をもつて設置するダム等の施設という規

取用法第三条第二号の工事であつて、特定ダムに基づく工事でない、こういうふうにおっしゃるのですか。

○志村説明員 特定多目的ダム法による工事であるかどうかということについては、直接土地収用法には関係ございません。第三条第二号の規定に該当するかいなかという点を判断したわけ

して事業認定の申請をする。しかし、その申請については十八条の要件を具備しなければならない。」という規定でござります。十六条によつて申請するといふことだけつこうだと考えております。

○坂本委員 わかりました。十六条で申請をする。しかし、その申請につい

ては十八条の要件を具備しなければならない。こう思うのですが、その点はいかがですか。

○志村説明員 その通りと考えます。

正式に受領いたしたとは考えていないわけでございますが、そういう意思表示があつたというふうに私どもは考えておるわけでございます。

○坂本委員 そういたしますと、下筌ダム使用権設定許可申請書といふ私がさつき読み上げましたその文書は出ているのですか。そしてその文書の内容である特定多目的ダム法施行規則第七条により関係図書類を添えて申請いたしましたので、この関係図書類は付けておる、こういうことになるのですか。

○鮎川説明員 内容についてはお話を通りでございます。従いまして、正式な受理には至っていないという段階でございます。

○坂本委員 正式の受理になつていなければ、どういう意味ですか。預かる意味ですか。その点はつきりしてもらいたい。

○坂本委員 施行規則の第七条による要件を全部満たしていないので、そういうものはいわゆる要件を満たしていないというふうな受理には至っていないという意味でございます。

○坂本委員 そういたしますと、昭和三十五年二月四日に九州電力株式会社長佐藤篤二郎からこういう意思表示があつた、そういう意味でこの書類を受け付けておる、こういうことですか。

○鮎川説明員 書類の受付はいたしておりますけれども、書類としての要件を備えていないといふふうに考えてお

るわけでございます。

○坂本委員 そういたしますと、書類としての要件を備えていない書類を受付け付けておる、そういうことができますか。そういうことができる法的根拠はどこにあるのですか。

○鮎川説明員 受付といふのは法律上の問題ではなくして、いわゆる受理はいたしておるわけでございますが、いわゆる法律上の効果を発生する書類としては受け取つてないというふうに申し上げたわけでございます。

○坂本委員 役所がそういうあいまいな書類の処置ができると思うのですが、またそういうことができる規則か何かがあるわけですか。あつたらその根拠を承りたい。

○鮎川説明員 私どもは、この書類につきましては将来において完成されるべき内容を持つべきものであるといふふうに考えておるわけでございまして、その付属書類等が必要な場合はそれを十分に補充していくだくということを考えなければならないわけでございまして、いかどうかという点は、これは必ずしもそうは言えないのではないかといふふうに考えておるわけでございます。

○坂本委員 そういうことが役所でできる法的根拠はどういうわけですか。

○鮎川説明員 これが法的根拠と申されを聞いておるのです。

○鮎川説明員 これは法的根拠と申しますが、この整つてないのは、御承知のようにまだダム建設の全体につきます調査等、現在実施しておる段階でございまして、全部その調査等が済みますと、そういう点につきます書類も受け取つておる、この段階でございま

すが、そういうふうに考えられるといふふうにあります。しかし、そういうふうにあります。

○鮎川説明員 书類として不完全な書類であるといふことはかかる場合にもあるわけでございます。しかし、そういうふうにありますけれども、書類としての要件を備えていないといふふうに考えてお

れば完全な要件を備えていないので、将来にそれを十分に補備していただくということがあるわけであります。

○坂本委員 昭和三十五年二月四日です。受理されたのは、もうすでに二年以上もたつているのですね。そういう不備な書類をただ受理しておる。受付ておくとともに、特定多目的ダムは完全な書類として受け取つておるわけでございます。

○坂本委員 くどいようだからよしまで、二年半もそうして放置して受け付けておる。さらに書面によりますと、関係図書類を添え申請いたしますといふふうだから、添えなかつた書類ならば受付されるわけにしかねと思う。備えておる書類の内容が、十枚のうち二枚足らないとか、そういうのはあとで补充せいかどうとか、そういう点なら了解できるけれども、関係図書類を添え申請いたしますという申請書にそれがついていない、それがあとで補充させる、しかも二年以上もそれを放置する、それはどういうわけですか。

○鮎川説明員 たびたび同様な内容のお答えになつて恐縮でございますが、建設省はそういうことをしていいわけですか。

○鮎川説明員 御指摘のように、関係書類は十分に整つてないわけでございませんが、こここの整つてないのは、御承認のようまだダム建設の全体につきます調査等、現在実施しておる段階でございまして、全部その調査等が済みますと、そういう点につきます書類も受け取つておる、この段階でございま

すけれども、そういう意思表示があつたものとしてこれを受理しておる、この正式な要件を備えていない書類としては、これが法律上の関係はございませんが、それが法律上の関係はございません。

○鮎川説明員 たびたび同様な内容のお答えになつて恐縮でございますが、建設省といたしましては、いわゆる特定ダム法施行規則の第七条による正式定ダム法施行規則の第七条による正式な要件を備えた書類としては受け取つておれない、こういうふうに申し上げておきます。

○鮎川説明員 たびたび同様な内容のお答えになつて恐縮でございますが、建設省といたしましては、いわゆる特定ダム法と特例法によつて仕事をやっておられます。ですから、そういう書類を受け付けていいという法的根拠が、その点をもう一つ最後にお聞きしておきます。

○中島(謙)委員 関連して、僕は下筌ダムのことについてあまり詳しくないのですが、一言関連質問をさせていただきます。下筌ダムは建設省でやつておる直轄の多目的ダム工事である、こういうように考えるわけですが、そこで今問題になりました下筌ダムは特定多目的ダム法によってこいつを示しておる書類として受け取つておる、こういうふうに考えておるわけでございます。

○中島(謙)委員 たびたび同様な内容のお答えになつて恐縮でございますが、建設省といたしましては、いわゆる特定ダム法と特例法によつて仕事をやっておられます。だから、その点をもう一つ最後にお聞きしておきます。

も、今問題になつておる下筌ダムの流水占用の許可、これはおそらく多目的ダム法が何かにあるのだろうと思うけれども、僕は不敏にして知らないのですが、こういう書類は何法の何条によつて提出せんならぬ書類であるか、このことだけをお伺いしたい、こう思ふわけです。

（一良）政府委員　この松原、下
笠ダムにつきましては、昭和三十三年
度から事業を実施いたしているのでござ
りますが、御承知のように現在の段
階は、非常に地元の一部の反対がござ
いまして、まだ本体工事というところ
までは至っておりません。いわゆる準
備工事の段階で、工事用道路の整備と
か、そういうようなことをやっている
段階でございます。

○山内（一郎）政府委員 ただいま私が承知いたしておりませんので、よく調べてからお答え申し上げたいと思いま
す。

○坂本委員 さつきの御答弁では、今度は、「下筌ダム流水占用許可申請書」と「下筌ダム河川敷地占用ならびに工作物新築許可申請書」、これには関係図書類の付属書類がついていないかどうかわからぬ、こういうことでござりますね。

○山内（一郎）政府委員 よりまして、河川法第十八条の規定による流水の占用の許可が必要になるというわけでございます。

○坂本委員 これはおそらくまだついでないと思うのです。また聞くところによると、ついておるけれども、今これを出すと、百十七億も国民の税金を使ってダムを作る、しかし電力会社

には十五億、わずかなあれしかできない。基本計画もつけて出しているけれども、出すと、やはりこのダムは洪水節調のダムでなくて電力会社のための電源開発のダムだ、こういうふうにいわれるから、わざと引っ込めでるんじやないか、こういうふうにいわれておるのである。これは真実かどうか私もわかりませんが、これは特定多目的ダム法によつて基本計画ができるなければならぬはずだ。できていなければ工事を進めるわけにいかぬと思う。ですから私は五月七日までの今国会の間に、もう一回委員会におきまして、基本計画の点と、今申し上げました付属書類の点、これを一つお聞きしたいと思ひますから、調査しておいていただきたいと思います。

時間がありませんから、さつき時日の点について、書面をやつておきましたから、その点について三点ばかりござりますからお許し願いたいと思うのです。

第一は津江川。これは柄原部落までは津江川とさうで、それから上流は鯛生川——鯛生金山の鯛生川。それから中津江の村。上野田川、川原川の二つの川は上津江の村がある。この四つの川が直轄あるいは適用河川となつたが、建設省が告示を官報に掲載された年月日、これをお聞きしたい。

○山内(一郎)政府委員 これらの川につきましては、河川法の第四条の支派川の認定によりまして、大分県の告示として昭和三十四年八月十七日、この日から適用河川になつております。

○坂本委員 そうすると、これはやはり規定に基づいて官報に掲載してあるのですか。

○山内（一郎）政府委員 規定に基づいて掲載してござります。

○坂本委員 次は、河川法による直轄工事——先ほどお話をあつたわけですが、これはいつから直轄工事の予算は、調査予算であるか、工事予算であるか、この点いかがですか。

○山内（一郎）政府委員 ダムが二つございますが、下筌ダムは昭和三十四年八月二十日、松原ダムにつきましては、三十三年四月十六日、告示になつてあります。

予算につきましては、昭和三十三年度から予算がついております。

○坂本委員 その三十三年度からの予算は、工事予算ですか、いかがですか。

○山内(一郎)政府委員 正確には、ちよと調べないとわかりませんが、三十三年度から工事予算だと思います。

○坂本委員 この予算は、特定多目的ダム建設工事の特別会計の財源として、これを支出しておられるかどうか、その点を伺いたい。

○山内(一郎)政府委員 三十三年度から、ダム特別会計の予算として計上されております。

○坂本委員 それから、松原・下筌ダム計画は、現在の状態では、河川法による直轄工事としてやっているものでありますか、あるいは特定多目的ダム法によるダム工事か、この点どちらですか

○山内(一郎)政府委員 御承知のよう
に、特定多目的ダム法は河川法の特例によ
てござりますので、いろいろ段階にお
きまして、工事の法律に基づく手続によ
るか。

おきまして、完全に多目的ダム法の手続が終わっておるかどうか、こういう点について多目的ダム法のダムに完全になつているかどうかという点は問題があると思ひますが、河川工事であることはもう間違ひございません。なお、多目的ダム法の第二条の定義にも、多目的ダムとは云々とございまして、その辺までは多目的ダム法によつてやつておりますが、その後の其本計画、アロケーションの問題、そういうところにはまだ入つてないという段階でございます。

○坂本委員 最後に一言お聞きしたいのは、アロケーションの問題ですが、特定多目的ダム法による工事だとしますと、建設大臣が徴収する受益者負担金、第十四条第一項の規定による借入金並びに付属権収入をもつてその歳入とし、多目的ダム建設工事に要する費用、事務取り扱い費、同法の規定による借入金の償還金及び利子、法第十二条の規定による還付金並びに付属費をもつてその歳出とする、こういうふうにありますから、先ほどおつしやったように、本件工事が多目的建設ダム工事の特別会計としてやつておられるということになれば、当然アロケーションの事業者の負担金がすでに定まつて、その負担金の徵収がなされておらなければならぬ、こういうふうに思つたのですが、その点はなされておりますかどうか。なされておるならば、どういう金額あるいは比率でなされておる負担金は入つております。従つてそ

○山内(一郎)政府委員 先ほど申し上げましたように、まだアロケーションもきまつておりませんので、受益者の

れがなければ多目的ダム法によるダムではないのではないか、そういうふうに言えるかどうかという点に問題があると思います。ただ河川工事でやつて多目的ダムといいうのかどうかということになれば、まだそこには至っていない、こういうふうに申し上げております。

○坂本委員 そういうふうにまだどうかわからないのに、将来は特定多目的ダム法によつて発電をやる。まだロケーションもきまつていないのでダム地点に対する事業認定をして、この地点だけの国民の土地を奪取するということはできないのじやないか、ういうふうに考えますが、その点い

金並びに付属権取入をもってその蔵入
とし、多目的ダム建設工事に要する費
用、事務取り扱い費、同法の規定によ
る借入金の償還金及び利子、法第十二
条の規定による還付金並びに付属費を
もってその歳出とする、こういうふう
にありますから、先ほどおっしゃった
ように、本件工事が多目的建設ダム工
事の特別会計としてやつておられると
いうことになれば、当然アロケーション
の事業者の負担金がすでに定まつ
て、その負担金の徵収がなされておら
なければならぬ、こういうふうに思う
のですが、その点はなされております
かどうか。なされておるならば、どう
いう金額あるいは比率でなされておる
のですが、従つて河川法によつてできる
かという点になれば、これは河川事業
であることは間違いないのでございま
す。従つて河川法によつてできる、こ
ういうふうに解釈いたしております。
O坂本委員 河川法によつてできるし
いうのですが、本件は下筌・松原ダム
の特定多目的ダムとして工事が進め
られて、法的にはそういうふうになつて
いいけれども、そういうことで進み
られているでしよう。しかし、その要
件が整つておらずに、ただ河川法に基
づいてそのダム地点の土地を土地取引

か、その点お尋ねしたい。
○山内(一郎)政府委員 先ほど申し上げましたように、まだアロケーションもきまっておりませんので、受益者の負担金は入っておりません。従つてそ
法で收奪する。これはもつてのほかあつて、できないことであるし、また
して言つてもこれは権利の乱用じやないか、こういうふうに考えますが、
そういう点についてはいかがですか。

○志村説明員 坂本先生御存じのよう
に、土地収用法によりまして、事業を認
定する要件といたしまして、第二十条
の各号がございますが、その中の起業
者が事業を遂行する十分な意思と能力
を有するものであるかどうかという点
についての御疑惑かと思うのであります
が、先ほども申し上げましたように、
アロケーションがきませんでも、
国は予算といたしまして、はたして國
の直轄であるのに能力があるかどうか
というふうに考えますと、アロケー
ションがきまつていなくても十分能力
があると判定できるのではないかとい
うふうに考えた次第でございます。
なおこの第二号につきましては、先
生も御承知の通り、國といったような
当然信用できる事業主体についてまで
こういった要件が必要かどうか、必要
でないのじやないかといくくらいの学
者の意見もあるようですが、
今回の場合は、國だから
ということではなく、特別会計の中に
おいて國として十分予算措置をする
という建前になつておりますので、この
条項に該当するものと考えておるわけ
であります。

○坂本委員 国がやるからといふあ
たたちの考えがいけないので、國が
やろうとしておるのは、筑後川下流百
万の農民の洪水調節にならぬじやない
ですか。それよりも、電力会社の発電
のため下笠・松原にしわ寄せして高
堰堤のダムを作る、そこに大きい疑問
があるから志屋が反対しているわけで
す。だから問題は、筑後川上流は二つ
の大きい玖珠川と大山川とに分かれて
いて、その洪水を調節して下流の水害
をなくそうとするわけでしょう。それ

を片一方の大山川の下笠・松原だけに
高堰堤のダムを作つて——ほかにバッ
ク・ウォーターとかいろいろな問題が
ありますよ。また地質の問題とかいろ
いろありますけれども、そういう点は
きょう時間がないから申し上げません
が、その二つにしほってそこにやるか
ら、あそこのりっぱな小国の杉の植林
のいいところも水没させ、そして学校
が二ヵ所、先祖代々の三百戸の水没が
できるでしょう。そういうところをせ
ぬでも、ほかにもっと砂防ダムを強化
させてやるということが学者の意見で
も出ておるのに、そうせずに、電源に
対する基本事業計画も示さずに、アロ
ケーションの問題もあいまいにして、
そうしてダムの工事だけどんどん進め
て、すでにそのダム地点の土地を事業
認定によつて収用して奪うしようとす
る、そこに大きな問題があるわけなん
です。だから國の仕事だからといって
全部信頼できないが、本件に関しては
絶対信用ができない。科学的にも下流
の洪水調節と、いうのはなかなかできな
いわけです。それを君たち、反対する
ならそのダム予定地の土地だけを強制
収用で取つて追つ払つて勝手にやる
ぞ、あとはそのダムがバック・ウォ
ターその他でどうなるかと、計画上は
こうしております、ああしております
といつて、作った先のこととは考えず
どんどんやるから、先のことまで考え
て、國の九地建のやつておられるこの
ダム工事が眞に公益のためであるかと
いう点に大きい疑点があるから反対闘
争が起きているわけです。私なども、
この熊本県の志屋部落の方々がそうい
う考え方立つて熱心に、また自分の
命をかけて反対しておるから、なる

ほど、しかも科学者のりっぱな鑑定も
ありますよ。また地質の問題とかいろ
いろありますけれども、そういう点は
きょう時間がないから申し上げません
が、その二つにしほってそこにやるか
ら、あそこのりっぱな小国の杉の植林
のいいところも水没させ、そして学校
が二ヵ所、先祖代々の三百戸の水没が
できるでしょう。そういうところをせ
ぬでも、ほかにもっと砂防ダムを強化
させてやるということが学者の意見で
も出ておるのに、そうせずに、電源に
対する基本事業計画も示さずに、アロ
ケーションの問題もあいまいにして、
そうしてダムの工事だけどんどん進め
て、すでにそのダム地点の土地を事業
認定によつて収用して奪うしようとす
る、そこに大きな問題があるわけなん
です。だから國の仕事だからといって
全部信頼できないが、本件に関しては
絶対信用ができない。科学的にも下流
の洪水調節と、いうのはなかなかできな
いわけです。それを君たち、反対する
ならそのダム予定地の土地だけを強制
収用で取つて追つ払つて勝手にやる
ぞ、あとはそのダムがバック・ウォ
ターその他でどうなるかと、計画上は
こうしております、ああしております
といつて、作った先のこととは考えず
どんどんやるから、先のことまで考え
て、國の九地建のやつておられるこの
ダム工事が眞に公益のためであるかと
いう点に大きい疑点があるから反対闘
争が起きているわけです。私なども、
この熊本県の志屋部落の方々がそうい
う考え方立つて熱心に、また自分の
命をかけて反対しておるから、なる

出で、必ずしもあそこの二ヵ所に高堰
堤を作るべきでない、高堰堤を作つた
ときによつて水害をこうむる、
さらばに熊本県の枕立温泉もバック・
ウォーターによつて水害をこうむる、
そういう観点まで出てきておる状態に
あるわけです。ですからまだ事業認定
をかけて、土地収用委員会は前回は
公平にそれを進行しようとしたら、事
業認定を建設省がやつておるのを何を
ぐすぐすするか、こういうことをやる
と承知しないぞと言つてきのうは強引
にやろうとし、またそれに収用委員会
が乗つてきたから混乱が生じてきて
るわけです。そういう問題を考え
に、ただ國がやるから正しいのだ、ア
ロケーションもできていないが、予算
もついているから間違いないのだ、ど
んどん進めるのだ——それじゃ私は國
のための九地建の事業じやないと思
うのです。だから今両方から鑑定人が
出て、やはり裁判所も疑いを持つて、
実地検証をやるし、さらに鑑定人も双
方任命をしてやつておるのだから、そ
ういうことを待たずしに、もし訴訟でも
出るくらいまでは静觀をして、そして
もし判決で負けたならば、調査をやり
直して、ほんとうの筑後川の総合開発
をやるべきだと思うのです。筑後川総
合開発には決して反対ぢやないで
す。しかし総合開発という名前で、あ
の松原・下笠の二つの高堰堤のダムを
作つて、そしてそこを水没さしてしま
う。これは重大な問題ですよ。もう少
し善処して、納得のいくような方法を
とつて、建設省が始めたのだから必ず
審議をする建前になつておるというこ
とだけを申し上げておきます。

○志村説明員 先ほど先生の御質問
中で、私の申し上げました言葉が足ら
なかつたために誤解があつたのではな
いかと存じますので、訂正させていた
だきます。と申し上げますのは、事業
認定の要件について先ほど申し上げま
して熊本県の土地収用委員会にハッパ
をかけて、土地収用委員会は前回は
公平にそれを進行しようとしたら、事
業認定を建設省がやつておるのを何を
ぐすぐすするか、こういうことをやる
と承知しないぞと言つてきのうは強引
にやろうとし、またそれに収用委員会
が乗つてきたから混乱が生じてきて
るわけです。そういう問題を考え
に、ただ國がやるから正しいのだ、ア
ロケーションもできていないが、予算
もついているから間違いないのだ、ど
んどん進めるのだ——それじゃ私は國
のための九地建の事業じやないと思
うのです。だから今両方から鑑定人が
出て、やはり裁判所も疑いを持つて、
実地検証をやるし、さらに鑑定人も双
方任命をしてやつておるのだから、そ
ういうことを待たずしに、もし訴訟でも
出るくらいまでは静觀をして、そして
もし判決で負けたならば、調査をやり
直して、ほんとうの筑後川の総合開発
をやるべきだと思うのです。筑後川総
合開発には決して反対ぢやないで
す。しかし総合開発という名前で、あ
の松原・下笠の二つの高堰堤のダムを
作つて、そしてそこを水没さしてしま
う。これは重大な問題ですよ。もう少
し善処して、納得のいくような方法を
とつて、建設省が始めたのだから必ず
審議をする建前になつておるというこ
とだけを申し上げておきます。

○坂本委員 九地建は、おとといです
か、二日前に九地建の局長室に新聞記
者を集めまして、総務部長が、東京の
裁判も五月ごろには片づくであろう、

熊本の収用委員会は二度もやつて何もない、関連のないことばかりやる、だから上申書を出して今度は強行するのだ。こういう新聞記者発表をしました。熊本の収用委員会には上申書をして、そして収用委員会も土地収用のこととか、こむずかしい多目的ダムの関係、アロケーションの問題等、わからないから、庄司弁護士からその点を詳しく説明して、そして足らない書類があるからそういうものを出させる。われわれの考えでは、その書類を完備しなければこれは却下すべきだという考え方を持っておりますけれども、だれが考えましても補充させる。補充したら、進めよう。そういう点までやろうとしておるのに、委員長は今度は中野という弁護士の委員にかわりまして、その人が間髪を入れず、九地建に説明を許します、こっちがそれはこの前と話が違うじゃないですか、実質審理に入る前に形式的に審理してもらうことがあるからそれをやりたいと言ったのに、委員長は庄司弁護士に、それじゃ次回にそれをやりなさいということでおとといになつてある。それをその質問は許しません。そんなことがあるかといって混乱をしている。そうすると片一方は、九地建の方は、そういう混乱をしても聞こえぬでも聞こえていい、われわれはだしあればいいといふところでやつた。だからたまりかねて途中でその發言を中止して、庄司弁護士の陳述に移つたわけです。そういう新聞記者会見といい、上申書を出して熊本県の収用委員の係と打ち合わせておいて、間髪を入れずにそういうふうに強行する。だから、あなたがいかに予算の措置があるから、そういう

点もあるから安心しろと言つても、九地建のやること自体がすべてそういうことであるから、客観的に見てそういうことのないよう、反対する人は、みずから自分がそういうふうに水没してなくなる、あの長年育て上げて、よそよりも倍も大きくなる小国杉の植林が水没してしまう、そういうことを考えたならば、そういうような強引な方法はやらずに、もつと合理的に、たどり一年、一年半、二年ぐらいは延びて式であり、やることは全く強引なんです。今のやり方はあまりにも三百代言も、合理的にやってこそ私はりっぱな工事ができるのではないかと思うのです。今のやり方はまさにわからぬ点——なお、これはほんとうに部落の方々の心情を察しますと、やはりこの国会の開会中にこの委員会を通じて問題の真相を明らかにしていくとともに、やはりわれわれは国家の政策が間違っていたならば、これを改めなければかるなかれございまして、この問題はさらにお聞きしたい点もありますので、今月の末にでもぜひもう一回委員会を開いていただき、事実を明らかにする機会を作つていただくことをお願いして質問を終わることにいたします。

○坂本委員 どうもおそまでありがとうございました。本日の建設省の御答弁もありましたように、まだ資料の点において参りたい、こういうふうに考えておるわけでございます。
○坂本委員 どうもおそまでありがとうございました。本日の建設省の御答弁もありましたように、まだ資料の点において参りたい、こういうふうに考えておるわけでございます。
○坂本委員 どうもおそまでありがとうございました。本日の建設省の御答弁もありましたように、まだ資料の点において参りたい、こういうふうに考えておるわけでございます。
○坂本委員 どうもおそまでありがとうございました。本日の建設省の御答弁もありましたように、まだ資料の点において参りたい、こういうふうに考えておるわけでございます。

○田村委員長代理 次会は、来たる十日午前九時理事会、同三十分より委員会を開会することとし、本日ムにつきまして、われわれが一番よいのではなかろうかという計画のもとに一部準備を始めているわけでござりますが、いろいろ先生も言われましたように、ほかの玖珠川にダムができるかどうか、あるいは砂防工事の点とか、いろいろ御批判がござります。その点につきましては、そのたびごとにいろいろ検討いたしまして、われわれの計画がどこか間違つてゐるかどうかという反省をしてやつてはいる段階でござります。今のところそういう点もございませんので、従来の線に沿つているわけでございますが、ただいま御指摘の九州地建が熊本土地収用委員会でどういうことをやつてはいるか、よく調べまして、もし行き過ぎというような

昭和三十七年四月十六日印刷

昭和三十七年四月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局